

議案第7号

立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

照明利用券の発行方法や現金の還付について規定するため。

立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則

立川市立学校体育施設利用規則（平成27年立川市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(照明利用料)</p> <p>第6条 照明を必要とするスポーツ利用については、別表第2に定めるところにより照明利用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる登録団体が行うスポーツ利用のうち、特に必要と認めるものについては、これを免除するものとする。</p> <p>(1) 指導者を除く構成員の<u>全て</u>が児童又は生徒である青少年団体</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(3) 構成員の<u>全て</u>が65歳以上の者で構成される団体</p> <p>(4) ……略……</p> <p>2. 照明利用料の免除を受けようとする登録団体は、あらかじめ学校体育施設照明利用料免除申請書（第5号様式）により申請しなければならぬ。</p> <p><u>（納付及び返還）</u></p> <p>第7条 照明を必要とするスポーツ利用をする者は、<u>照明利用料の納付を照明利用券（第4号様式）により行わなければならない。</u></p> <p>2. 照明利用券は、立川市泉市民体育館及び立川市柴崎市民体育館において10枚づりで発行する。</p> <p>3. <u>使用し、若しくは使用したと認められる照明利用券又は著しく損傷した照明利用券は、無効とする。</u></p>	<p>(照明利用料)</p> <p>第6条 照明を必要とするスポーツ利用については、別表第2に定めるところにより照明利用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる登録団体が行うスポーツ利用のうち、特に必要と認めるものについては、これを免除するものとする。</p> <p>(1) 指導者を除く構成員の<u>すべて</u>が児童又は生徒である青少年団体</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(3) 構成員の<u>すべて</u>が65歳以上の者で構成される団体</p> <p>(4) ……略……</p> <p>2. <u>照明利用料の納付は、利用日において照明利用券（第4号様式）によらなければならない。</u></p> <p>3. 照明利用料の免除を受けようとする登録団体は、あらかじめ学校体育施設照明利用料免除申請書（第5号様式）により申請しなければならぬ。</p>

4 照明利用券は、次の各号に掲げる場合に限り、返還して現金の還付を受けることができる。

(1) 登録団体が解散したとき。

(2) 登録団体の活動が長期間にわたり休止することとなったとき。

(3) その他委員会が特に必要があると認めたととき。

5 前項の規定により還付を受けようとするときは、学校体育施設照明利用券還付申請書（第6号様式）により申請しなければならない。

(利用権の譲渡又は転貸の禁止)

第8条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の停止等)

第9条 委員会は、利用者が次の各号の一に該当する場合には、利用の停止を命じ、又は利用の承認を取り消すものとする。

(1)～(4) ……略……

2 ……略……

(原状回復義務)

第10条 利用者は、学校体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項に規定する利用の停止を命ぜられたときも、また同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、学校体育施設の利用に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めたとときは、この限りでない。

(管理責任)

第12条 学校体育施設の利用に関する事項は、立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」

(利用権の譲渡又は転貸の禁止)

第7条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の停止等)

第8条 委員会は、利用者が次の各号の一に該当する場合には、利用の停止を命じ、又は利用の承認を取り消すものとする。

(1)～(4) ……略……

2 ……略……

(原状回復義務)

第9条 利用者は、学校体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項に規定する利用の停止を命ぜられたときも、また同様とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、学校体育施設の利用に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めたとときは、この限りでない。

(管理責任)

第11条 学校体育施設の利用に関する事項は、立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」

という。) 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、委員会が管理する。

という。) 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、委員会が管理する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第6号様式（第7条関係）

学校体育施設照明利用券還付申請書

年 月 日

立川市教育委員会教育長 殿

団体名
住所
氏名 印
電話番号

学校体育施設の照明利用券に係る還付について、残券を添付の上、次のとおり申請します。

申請理由	<input type="checkbox"/> 団体が解散したため <input type="checkbox"/> 活動が長期間にわたり休止することとなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）										
還付金額 (※市が記入 します。)	<input type="checkbox"/> 小学校共通			<input type="checkbox"/> 中学校体育館用			<input type="checkbox"/> 中学校校庭用				
	円×			枚＝				円			
振 込 先	口座名義 (カナ)										
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 信託銀行・労働金庫・()								本店	
		<small>※ゆうちょ銀行口座の場合は、「振込用口座」を記入してください。</small>									
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金									
	口座番号										

申請者と口座名義人が異なりますが、この口座に振り込んでください。

申請者署名 _____ 印